

おもてなし広場フードコート等の整備に係る入札について

1 分割して入札

おもてなし広場のフードコート等の整備に係る入札については、

- ① 建築一式工事
- ② 電気工事
- ③ 管工事
- ④ 土木一式工事（外構整備）

の4つに分けて行う。

2 2段階の入札

分割して設計することにより共通費の比率が増加するため事業内容の縮減が必要となる。

そこで①建築一式工事から③管工事までをそのままにして、外構整備をまず縮減することを検討した。

しかし、縮減により実施可能な内容は側溝整備等に限られる。

これでは、外構整備の設計が意味のないものとなるので、まず、①建築一式工事から③管工事の3つの入札を行い、3つの入札結果の予定価格と入札額の差額を集めて、その額を外構整備の事業費に加えて外構整備の設計を行い入札を行うこととする。

- 1段階目の入札 ①建築一式工事、②電気工事、③管工事について入札

↓

予定価格と入札額の差額を外構整備の事業費に加えて外構整備を設計

↓

- 2段階目の入札 ④外構整備について入札

3 入札参加資格者

① 建築一式工事の入札参加資格

建築一式工事については、事業費が5,000万円以上となることから、A級工事となる。

② 電気工事の入札参加資格

電気工事については、事業費が1,500万円以上3,000万円未満となることから、B級工事となる。

③ 管工事の入札参加資格

管工事については、事業費が3,000万円以上となることから、A級工事となる。

- ④ 土木一式工事（外構整備）については、①～③の入札結果で事業費が変動するが、事業費 1,500 万円以上 3,000 万円未満が B 級工事、3,000 万円以上が A 級工事となる。

【制限付一般競争入札参加資格要件】

工種	工事予定価格	工事の級	住所地要件	資格要件	備考 (村内事業者)
①建築一式工事	5,000 万円以上	A 級	新潟市西蒲区・燕市・弥彦村内に本社（店）を有する者	A に認定されている者	B 業者 2 社
②電気工事	1,500 万円以上 3,000 万円未満	B 級	燕市・弥彦村内に本社（店）を有する者	A 又は B に認定されている者	B 業者 2 社
③管工事	3,000 万円以上	A 級	新潟市西蒲区・燕市・弥彦村内に本社（店）を有する者	A に認定されている者	B 業者 2 社
④土木一式工事 (外構整備)	1,500 万円以上 3,000 万円未満	B 級	燕市・弥彦村内に本社（店）を有する者	B に認定されている者	B 業者 3 社

※＜指名競争入札における指名数の標準＞ 弥彦村建設工事指名業者選定要綱（第 4 条関係）
第 4 条 指名数の標準は次のとおりとする。ただし、工事の種類、規模又は技術的特性等により適宜増減することができるものとする。

- (1) A 級工事 8
- (2) B 級工事 6
- (3) C 級工事 6

【入札日程（案）】

①～③の入札

- 6 / 16 (金) 告示
- 6 / 30 (金) 入札
- 7 / () 臨時議会

④の入札

- 8 / 10 (木) 告示
- 8 / 25 (金) 入札

参 考

＜発注標準表＞

弥彦村建設工事入札参加資格審査規程 別表（第13条関係）

工事の級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事
				管工事
A	3,000万円以上	5,000万円以上	1,000万円以上	3,000万円以上
B	3,000万円未満	5,000万円未満	1,000万円未満	3,000万円未満
	1,500万円以上	1,000万円以上		1,500万円以上
C	1,500万円未満	1,000万円未満		1,500万円未満

＜工事の級別業者選定表＞ 弥彦村建設工事指名業者選定要綱（第2条第4項関係）

第2条

- 4 指名業者の選定は、当該工事の等級に対応する格付けの有資格者の中から選定することとする。この場合、当該有資格者の数が十分に確保できない場合等においては、直近の上位又は下位の等級に対応する格付けの有資格者を選定するものとし、別表のとおりとする。

別表

工事の級	順位
A	1 A級業者
	2 B級業者
B	1 B級業者
	2 A級業者
	3 C級業者
C	1 C級業者
	2 B級業者
	3 A級業者